

令和6年12月12日

湖西市長 田内 浩之 様

湖西市国民健康保険運営協議会
会 長 彦坂



湖西市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和6年10月3日付け湖市保第524号により諮問のあった税率改定案について審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1. 答申事項

令和7年度、令和9年度及び令和11年度の国民健康保険税の税率改定については、別紙のとおり改定することが適切である。

2. 答申の理由

将来にわたり安定的な国保財政を運営していくため、県が進めている県内医療費水準統一に伴う納付金増加は、早急に対応すべき課題である。また、国民健康保険税の県内完全統一に向け、被保険者の急激な負担を避けるため、計画的な税率改定が必要となってきた。

市が示した改定案は、令和11年度までに歳入不足を解消するため、納付金増額分約6,000万円の増額を見込んでいる。その内容は、低所得者への配慮と公平性維持を両立するため、応能割と応益割の双方を改定している。また、令和7年度から3回に分けて段階的に改定することで、1回の増額幅を抑えた激変緩和策が図られており、被保険者の急激な負担増へ配慮したことが伺える。

以上を総合的に判断し、市が示した改定案は適当であると認める。

3. 付帯意見

- (1) 今後、事業費納付金額の推移や、法改正等による国保情勢の動向を注視し、被保険者の急激な負担増加とならないよう、継続した検討を進めること。
- (2) 令和9年度以降の税率改定は、国、県及び県内市町の動向を踏まえながら、毎年財政状況等の検証を行い、必要に応じて税率の見直しを行うこと。
- (3) 医療費適正化インセンティブの付与については、継続して県へ要望していくこと。
- (4) 税率改定の実施にあたっては、広報や窓口対応等において十分な説明を行い、被保険者の理解を得るよう努めること。

以上

別紙

令和 7 年度から令和 11 年度における湖西市国民健康保険税改定税率（額）

令和 7 年度

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	5.9%	2.1%	1.8%
均等割額	26,600 円	9,800 円	15,300 円
平等割額	21,800 円	7,200 円	—

令和 9 年度

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.1%	2.2%	1.9%
均等割額	26,600 円	10,000 円	15,600 円
平等割額	21,800 円	7,200 円	—

令和 11 年度

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.3%	2.3%	1.9%
均等割額	26,600 円	10,000 円	15,600 円
平等割額	21,800 円	7,200 円	—